

※平成28年4月1日より本運行が開始され、変更事項があります。  
詳細は志木市HPでご確認ください。

埼玉県志木市デマンド交通実証実験の概要

項目	実施内容	備考
運営主体	志木市	
運行形態	ドア・トゥ・ドアで非乗合方式	自宅⇄共通乗降場⇄共通乗降場
共通乗降場	公共施設・医療施設・商業施設等	事務局で場所を決定する
車両	交通事業者保有車両型及び台数	タクシー（セダン型）
運行エリア	志木市内	区域外は志木駅南口
運行曜日	月曜～土曜（日曜・祝日・年末年始は運休）	
運行時間帯	8時30分から17時まで	17時は最終乗車時間
運賃の形態	1台300円	均一料金
利用対象者	志木市に住民登録がある方で、 65歳以上の方、障がい者等の方 要介護認定者 妊婦の方 未就学児（要16歳以上との同乗）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者は難病患者を含み、福祉タクシー券との併用不可</li> <li>妊婦の方の有効期限は出産予定日+1ヵ月</li> <li>未就学児は小学校に入学する年の3月31日まで</li> </ul>
同乗者（未登録者）	未登録者の同乗可	介助が必要な場合、同乗可とする
登録証の発行	あり（市で実施）	発効まで一週間程度を要する
予約期限	1週間前～直前	駅待ちタクシー、流しの利用は不可
オペレータの雇用・形態	交通事業者のオペレータで対応	
運行事業者	市内で営業している交通事業者	
契約方式	運賃差額補助	利用区間の運賃から、300円を差し引いた額を補助する

登録から請求支払いまでの流れ

利用者登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録対象者は志木市に住民登録がある方で65歳以上の方、障がい者等の方、要介護等認定者、妊婦の方、未就学児</li> <li>利用登録申請書を提出する</li> <li>登録事務は市で実施し、登録証を発行郵送する</li> <li>登録者のリストを随時事業者提供</li> </ul>
利用予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者は、事業者利用予約をする。その際、デマンド交通利用と告げ、登録番号と氏名、人数、利用区間等を告げる</li> <li>運行形態は「自宅⇄共通乗降場⇄共通乗降場」とする</li> <li>予約は利用日の1週間前～直前までとするが、予約は必須</li> <li>登録者が有期の場合もあるので、オペレータは登録内容を確認する</li> </ul>
実際の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用時、運転手は登録番号、氏名の確認をする</li> <li>利用者は登録証を運転手に提示する</li> <li>利用者はアンケートを記入（強制ではなく任意で）</li> <li>目的地に到着した際に、利用者から300円を徴収する</li> <li>運転手は利用者が乗降した地点と料金・人数を記録する</li> </ul>
請求事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は各運転手の運行日誌の内容を実績報告書に転記する</li> <li>実績報告書には、登録No、乗降地、乗降時間、乗車人数、迎車加算の有無、メーター料金、収入額、請求額を記載する</li> <li>請求額は、メーター料金から自己負担額の300円（収入額）の差引額とする</li> <li>月末締めで、翌月の第2週目までに補助金交付申請に合わせて実績報告書を提出する（回収したアンケートも併せて提出）</li> <li>補助金交付申請（事業者→市）補助金交付決定通知（市→事業者）請求（事業者→市）交付（市→事業者）の順に請求・通知・交付を行うこととする</li> </ul>
事業分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所から提出の実績報告書を基に作成されたエクセルデータ・利用者登録情報を分析ツールに取り込む</li> <li>利用者アンケートもデータ化し、項目ごとに分類する</li> <li>分析内容については要検討だが、PSCAサイクルに乗せるために必要な内容を網羅する</li> </ul>